

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
11月29日
(火曜日)

目次

- 規則 建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出（厚政課）……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（二件）（厚政課）……………二
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（四件）（砂防課）……………三
- 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………八
- 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………一
- 公告 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出（商政課）……………一五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（六件）（商政課）……………一六
- 大規模小売店舗立地法第六條第五項の規定による届出（商政課）……………二二
- 岩国港湾計画の変更の概要（港湾課）……………二二
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………二四
- 公安委規程 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………二四
- 雑報 公文書の開示の状況の公表……………二四
- 個人情報情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表……………二五
- 県報の正誤（平成二十八年三月三十一日山口県規則第三十三号（山口県事務委任規則の一部を改正する規則））……………二七

建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「毎年四月一日から翌年」とあるのは、「平成二十九年四月一日から翌々年」を「平成二十八年六月一日から平成三十一年三月三十一日までの間においては同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）」とあるのは「平成二十九年四月一日から翌々年三月三十一日」とし、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間においては同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）」とあるのは「平成三十一年四月一日から翌年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日」とあるのは、「平成三十一年」を「平成二十九年四月一日から平成三十一年五月三十一日までの間においては、同項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日（同日前に前回の報告の日から起算して一年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）」とあるのは、「平成三十一年四月一日から同年」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
社会福祉法人 山口市社会福 祉協議会	山口市上野小 路八九の一	山口市社会福 祉協議会あじ す訪問介護事 業所	山口市阿知須 二七四三	訪問介 護	平成二八、 九、三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人新生 会	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	いしいケア・ クリニック	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	訪問リ ハビリ テーシ ョン	平成二八、 一一、一
株式会社アク ロス	大島郡周防大 島町大字土居 七六四の四	クローバー薬 局	下松市大手町 二丁目六番一 号	居宅療 養管理 指導	〃

山口県告示第三百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
社会福祉法人 山口市社会福 祉協議会	山口市上野小 路八九の一	山口市社会福 祉協議会あじ す訪問介護事 業所	山口市阿知須 二七四三	介護予 防訪問 介護	平成二八、 九、三〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人新生 会	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	いしいケア・ クリニック	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	介護予 防訪問 リハビ リテー ション	平成二八、 一一、一
株式会社アク ロス	大島郡周防大 島町大字土居 七六四の四	クローバー薬 局	下松市大手町 二丁目六番一 号	介護予 防居宅 療養管 理指導	〃

山口県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 山口阿知須宇部線
道路の区域

区 間 山口市阿知須字さや六三六地先	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	最狭 一六・〇六	最狭 一七・五〇				

山口県告示第三百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称 石宗(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一
号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字	地 番	標 柱 番 号
美 祿 市	於 福 町 下	石 宗	三三六七 一五〇六の七 一五二二の一 一五一二の一 三三五九の二 三三六〇 三三六〇	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号

山口県告示第三百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成
十九年山口県告示第六百五十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり
解除する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 伊房(1)、伊房(2)、伊房(3)、伊房(4)、伊房(5)、伊房(6)、伊房(7)、伊房(8)、伊房(9)、伊房(10)、伊房(11)、伊房(12)、伊房(13)、伊房(14)、伊房(15)、伊房(16)、伊房(17)、伊房(18)
- 入野(1)、入野(2)、入野(3)、入野(4)、入野(5)、入野(6)、入野(7)、入野(8)、入野(9)、入野(10)、入野(11)、入野(12)、入野(13)、入野(14)、入野(15)、入野(16)、入野(17)、入野(18)
- 上田(1)、上田(2)、上田(3)、上田(4)、上田(5)、上田(6)、上田(7)、上田(8)、上田(9)、上田(10)、上田(11)、上田(12)、上田(13)、上田(14)、上田(15)、上田(16)、上田(17)、上田(18)
- 大山(1)、大山(2)、大山(3)、大山(4)、大山(5)、大山(6)、大山(7)、大山(8)、大山(9)、大山(10)、大山(11)、大山(12)、大山(13)、大山(14)、大山(15)、大山(16)、大山(17)、大山(18)
- 叶木(1)、叶木(2)、叶木(3)、叶木(4)、叶木(5)、叶木(6)、叶木(7)、叶木(8)、叶木(9)、叶木(10)、叶木(11)、叶木(12)、叶木(13)、叶木(14)、叶木(15)、叶木(16)、叶木(17)、叶木(18)
- 角(1)、角(2)、角(3)、角(4)、角(5)、角(6)、角(7)、角(8)、角(9)、角(10)、角(11)、角(12)、角(13)、角(14)、角(15)、角(16)、角(17)、角(18)
- 竹安(1)、竹安(2)、竹安(3)、竹安(4)、竹安(5)、竹安(6)、竹安(7)、竹安(8)、竹安(9)、竹安(10)、竹安(11)、竹安(12)、竹安(13)、竹安(14)、竹安(15)、竹安(16)、竹安(17)、竹安(18)
- 近延(1)、近延(2)、近延(3)、近延(4)、近延(5)、近延(6)、近延(7)、近延(8)、近延(9)、近延(10)、近延(11)、近延(12)、近延(13)、近延(14)、近延(15)、近延(16)、近延(17)、近延(18)
- 寺山(1)、寺山(2)、寺山(3)、寺山(4)、寺山(5)、寺山(6)、寺山(7)、寺山(8)、寺山(9)、寺山(10)、寺山(11)、寺山(12)、寺山(13)、寺山(14)、寺山(15)、寺山(16)、寺山(17)、寺山(18)
- 柱野(1)、柱野(2)、柱野(3)、柱野(4)、柱野(5)、柱野(6)、柱野(7)、柱野(8)、柱野(9)、柱野(10)、柱野(11)、柱野(12)、柱野(13)、柱野(14)、柱野(15)、柱野(16)、柱野(17)、柱野(18)
- 野(1)、野(2)、野(3)、野(4)、野(5)、野(6)、野(7)、野(8)、野(9)、野(10)、野(11)、野(12)、野(13)、野(14)、野(15)、野(16)、野(17)、野(18)
- 甘木(1)、甘木(2)、甘木(3)、甘木(4)、甘木(5)、甘木(6)、甘木(7)、甘木(8)、甘木(9)、甘木(10)、甘木(11)、甘木(12)、甘木(13)、甘木(14)、甘木(15)、甘木(16)、甘木(17)、甘木(18)
- 土生(1)、土生(2)、土生(3)、土生(4)、土生(5)、土生(6)、土生(7)、土生(8)、土生(9)、土生(10)、土生(11)、土生(12)、土生(13)、土生(14)、土生(15)、土生(16)、土生(17)、土生(18)
- 保木(1)、保木(2)、保木(3)、保木(4)、保木(5)、保木(6)、保木(7)、保木(8)、保木(9)、保木(10)、保木(11)、保木(12)、保木(13)、保木(14)、保木(15)、保木(16)、保木(17)、保木(18)
- 行正(1)、行正(2)、行正(3)、行正(4)、行正(5)、行正(6)、行正(7)、行正(8)、行正(9)、行正(10)、行正(11)、行正(12)、行正(13)、行正(14)、行正(15)、行正(16)、行正(17)、行正(18)
- 六呂師(1)、六呂師(2)、六呂師(3)、六呂師(4)、六呂師(5)、六呂師(6)、六呂師(7)、六呂師(8)、六呂師(9)、六呂師(10)、六呂師(11)、六呂師(12)、六呂師(13)、六呂師(14)、六呂師(15)、六呂師(16)、六呂師(17)、六呂師(18)

二 解除に係る区域の範囲

〃	〃	〃	三三六五の一	八号
---	---	---	--------	----

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 解除に係る区域の名称

- 伊房(1)、伊房(2)、入野(1)、入野(2)、入野(3)、入野(4)、上田(1)、大山(1)、大山(2)、大山(3)、大山(4)、大山(5)、大山(6)、大山(7)、叶木(1)、叶木(2)、叶木(3)、角(1)、竹安(1)、竹安(2)、近延(1)、寺山(1)、柱野(1)、柱野(2)、柱野(3)、柱野(4)、柱野(5)、柱野(6)、柱野(7)、柱野(8)、柱野(9)、柱野(10)、柱野(11)、柱野(12)、柱野(13)、柱野(14)、柱野(15)、柱野(16)、柱野(17)、柱野(18)、柱野(19)、柱野(20)、柱野(21)、甘木(1)、甘木(2)、甘木(3)、甘木(4)、甘木(5)、甘木(6)、甘木(7)、甘木(8)、土生(1)、土生(2)、土生(3)、保木(1)、保木(2)、保木(3)、保木(4)、行正(1)、六呂師(1)、六呂師(2)、六呂師(3)、六呂師(4)、六呂師(5)、六呂師(6)、六呂師(7)、六呂師(8)、六呂師(9)、六呂師(10)、六呂師(11)、六呂師(12)、六呂師(13)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十年山口県告示第五百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 相ノ谷(1)、相ノ谷(2)、相ノ谷(3)、相ノ谷(4)、阿品(1)、阿品(2)、阿品(3)、阿品(4)、阿品(5)、阿品(6)、阿品(7)、阿品(8)、阿品(9)、阿品(10)、阿品(11)、阿品(12)、阿品(13)、阿品(14)、阿品(15)、阿品(16)、阿品(17)、阿品(18)、阿品(19)、阿品(20)、阿品(21)、大谷(1)、大谷(2)、大谷(3)、大谷(4)、大谷(5)、大谷(6)、小瀬(1)、小瀬(2)、小瀬(3)、小瀬(4)、小瀬(5)、小瀬(6)、小瀬(7)、小瀬(8)、小瀬(9)、小瀬(10)、小瀬(11)、小瀬(12)、小瀬(13)、小瀬(14)、小瀬(15)、小瀬(16)、小瀬(17)、小瀬(18)、小瀬(19)、小瀬(20)、小瀬(21)、小瀬(22)、小瀬(23)、小瀬(24)、小瀬(25)、小瀬(26)、小瀬(27)、小瀬(28)、小瀬(29)、小瀬(30)、小瀬(31)、小瀬(32)、小瀬(33)、小瀬(34)、小瀬(35)、小瀬(36)、小瀬(37)、小瀬(38)、小瀬(39)、小瀬(40)、小瀬(41)、小瀬(42)、小瀬(43)、小瀬(44)、小瀬(45)、小瀬(46)、小瀬(47)、小瀬(48)、小瀬(49)、小瀬(50)、小瀬(51)、小瀬(52)、小瀬(53)、瓦谷(1)、瓦谷(2)、瓦谷(3)、瓦谷(4)、瓦谷(5)、瓦谷(6)、瓦谷(7)、杭名(1)、杭名(2)、下(1)、下(2)、下(3)、下(4)、下(5)、下(6)、下(7)、下(8)、守内(1)、守内(2)、守内(3)、関戸(1)、関戸(2)、関戸(3)、関戸(4)、関戸(5)、関戸(6)、関戸(7)、関戸(8)、関戸(9)、関戸(10)、関戸(11)、関戸(12)、多田(1)、多田(2)、多田(3)、多田(4)、多田(5)、多田(6)、多田(7)、多田(8)、多田(9)、多田(10)、多田(11)、多田(12)、多田(13)、多田(14)、多田(15)、田原(1)、天尾(1)、天尾(2)、天尾(3)、天尾(4)、天尾(5)、天尾(6)、天尾(7)、天尾(8)、天尾(9)、天尾(10)、天尾(11)、天尾(12)、天尾(13)、天尾(14)、天尾(15)、天尾(16)、天尾(17)、天尾(18)、天尾(19)、天尾(20)、天尾(21)、二鹿(1)、二鹿(2)、二鹿(3)、二鹿(4)、二鹿(5)、二鹿(6)、二鹿(7)、二鹿(8)、二鹿(9)、二鹿(10)、二鹿(11)、二鹿(12)、二鹿(13)、二鹿(14)、御庄(1)、御庄(2)、御庄(3)、御庄(4)、御庄(5)、御庄(6)、御庄(7)、御庄(8)、御庄(9)、御庄(10)、御庄(11)、御庄(12)、御庄(13)、御庄(14)、御庄(15)、御庄(16)、御庄(17)、御庄(18)、御庄(19)、御庄(20)、御庄(21)、御庄(22)、持国(1)、持国(2)、行波(1)、行波(2)、行波(3)、行波(4)、行波(5)、行波(6)、行波(7)、行波(8)、行波(9)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

- 町(10)、保津町(11)、保津町(12)、保津町(13)、保津町(14)、保津町(15)、保津町(16)、海土路町(1)、海土路町(2)、海土路町(3)、海土路町(4)、海土路町(5)、海土路町(6)、海土路町(7)、海土路町(8)、海土路町(9)、海土路町(10)、海土路町(11)、海土路町(12)、海土路町(13)、海土路町(14)、海土路町(15)、海土路町(16)、海土路町(17)、海土路町(18)、海土路町(19)、海土路町(20)、海土路町(21)、海土路町(22)、南岩国町(1)、南岩国町(2)、南岩国町(3)、南岩国町(4)、南岩国町(5)、南岩国町(6)、南岩国町(7)、南岩国町(8)、南岩国町(9)、南岩国町(10)、南岩国町(11)、南岩国町(12)、南岩国町(13)、南岩国町(14)、南岩国町(15)、南岩国町(16)、南岩国町(17)、南岩国町(18)、南岩国町(19)、南岩国町(20)、南岩国町(21)、南岩国町(22)、南岩国町(23)、南岩国町(24)、南岩国町(25)、南岩国町(26)、南岩国町(27)、南岩国町(28)、南岩国町(29)、南岩国町(30)、南岩国町(31)、南岩国町(32)、南岩国町(33)、南岩国町(34)、南岩国町(35)、南岩国町(36)、室の木町(1)、門前町(1)、門前町(2)、門前町(3)、門前町(4)、横山(1)、横山(2)、横山(3)、横山(4)、横山(5)、横山(6)、横山(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。

一 解除に係る区域の名称

- 岩国(1)、岩国(2)、青木町(1)、青木町(2)、青木町(3)、川西(1)、川西(2)、川西(3)、川西(4)、川西(5)、川西(6)、黒磯町(1)、錦見(1)、錦見(2)、錦見(3)、錦見(4)、錦見(5)、平田(1)、平田(2)、平田(3)、平田(4)、平田(5)、平田(6)、平田(7)、平田(8)、平田(9)、平田(10)、藤生町(1)、藤生町(2)、藤生町(3)、藤生町(4)、藤生町(5)、保津町(1)、保津町(2)、保津町(3)、保津町(4)、保津町(5)、保津町(6)、保津町(7)、海土路町(1)、海土路町(2)、海土路町(3)、海土路町(4)、海土路町(5)、海土路町(6)、南岩国町(1)、南岩国町(2)、南岩国町(3)、南岩国町(4)、南岩国町(5)、門前町(1)、横山(1)、横山(2)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 今津町(1)、今津町(2)、今津町(3)、牛野谷町(8)、牛野谷町(9)、牛野谷町(10)、牛野谷町(11)、牛野谷町(12)、牛野谷町(13)、牛野谷町(14)、牛野谷町(15)、牛野谷町(16)、尾津町(9)、尾津町(10)、尾津町(11)、尾津町(12)、尾津町(13)、装束町(1)、装束町(2)、装束町(3)、装束町(4)、新港町(1)、新港町(2)、新港町(3)、砂山町(1)、砂山町(2)、砂山町(3)、立石町(1)、立石町(2)、立石町(3)、立石町(4)、通津(1)、通津(2)、通津(3)、通津(4)、通津(5)、通津(6)、通津(7)、通津(8)、通津(9)、通津(10)、通津(11)、通津(12)、通津(13)、通津(14)、通津(15)、通津(16)、通津(17)、通津(18)、通津(19)、通津(20)、通津(21)、通津(22)、通津(23)、通津(24)、通津(25)、通津(26)、通津(27)、通津(28)、通津(29)、通津(30)、通津(31)、通津(32)、通津(33)、通津(34)、通津(35)、通津(36)、通津(37)、通津(38)、通津(39)、通津(40)、長野(1)、長野(2)、長野(3)、長野(4)、長野(5)、長野(6)、長野(7)、長野(8)、長野(9)、長野(10)、長野(11)、長野(12)、長野(13)、長野(14)、長野(15)、長野(16)、長野(17)、長野(18)、長野(19)、長野(20)、長野(21)、長野(22)、長野(23)、柱島(1)、柱島(2)、柱島(3)、柱島(4)、柱島(5)、柱島(6)、柱島(7)、柱島(8)、柱島(9)、柱島(10)、柱島(11)、柱島(12)、柱島(13)、柱島(14)、平田(43)、平田(44)、南岩国町(37)、南岩国町(38)、南岩国町(39)、南岩国町(40)、南岩国町(41)、南岩国町(42)、室の木町(2)、室の木町(3)、室の木町(4)、室の木町(5)、室の木町(6)、室の木町(7)、室の木町(8)、室の木町(9)、室の木町(10)、室の木町(11)、室の木町(12)、室の木町(13)、室

- の木町(一)14、室の木町(一)15、室の木町(一)16、室の木町(一)17、室の木町(一)18、室の木町(一)19、室の木町(一)20、室の木町(一)21、室の木町(一)22、室の木町(一)23、門前町(一)5、門前町(一)6、門前町(一)7、山手町(一)1、山手町(一)2、山手町(一)3、山手町(一)4、山手町(一)5、山手町(一)6、山手町(一)7、山手町(一)8、山手町(一)9、山手町(一)10、山手町(一)11、山手町(一)12、山手町(一)13、由宇町(一)1、由宇町(一)2、由宇町(一)3、由宇町(一)4、由宇町(一)5、由宇町(一)6、由宇町(一)7、由宇町(一)8、由宇町(一)9、由宇町(一)10、由宇町(一)11、由宇町(一)12、由宇町(一)13、由宇町(一)14、由宇町(一)15、由宇町(一)16、由宇町(一)17、由宇町(一)18、由宇町(一)19、由宇町(一)20、由宇町(一)21、由宇町(一)22、由宇町(一)23、由宇町(一)24、由宇町(一)25、由宇町(一)26、由宇町(一)27、由宇町(一)28、由宇町(一)29、由宇町(一)30、由宇町(一)31、由宇町(一)32、由宇町(一)33、由宇町(一)34、由宇町(一)35、由宇町(一)36、由宇町(一)37、由宇町(一)38、由宇町(一)39、由宇町(一)40、由宇町(一)41、由宇町(一)42、由宇町(一)43、由宇町(一)44、由宇町(一)45、由宇町(一)46、由宇町(一)47、由宇町(一)48、由宇町(一)49、由宇町(一)50、由宇町(一)51、由宇町(一)52、由宇町(一)53、由宇町(一)54、由宇町(一)55、由宇町(一)56、由宇町(一)57、由宇町(一)58、由宇町(一)59、由宇町(一)60、由宇町(一)61、由宇町(一)62、由宇町(一)63、由宇町(一)64、由宇町(一)65、由宇町(一)66、由宇町(一)67、由宇町(一)68、由宇町(一)69、由宇町(一)70、由宇町(一)71、由宇町(一)72、由宇町(一)73、由宇町(一)74、由宇町(一)75、由宇町(一)76、由宇町(一)77、由宇町(一)78、由宇町(一)79、由宇町(一)80、由宇町(一)81、由宇町(一)82、由宇町北(一)1、由宇町北(一)2、由宇町北(一)3、由宇町北(一)4、由宇町北(一)5、由宇町北(一)6、由宇町神東(一)1、由宇町神東(一)2、由宇町神東(一)3、由宇町神東(一)4、由宇町神東(一)5、由宇町神東(一)6、由宇町神東(一)7、由宇町神東(一)8、由宇町神東(一)9、由宇町神東(一)10、由宇町神東(一)11、由宇町神東(一)12、由宇町神東(一)13、由宇町神東(一)14、由宇町神東(一)15、由宇町神東(一)16、由宇町神東(一)17、由宇町神東(一)18、由宇町神東(一)19、由宇町神東(一)20、由宇町神東(一)21、由宇町神東(一)22、由宇町神東(一)23、由宇町神東(一)24、由宇町神東(一)25、由宇町神東(一)26、由宇町神東(一)27、由宇町神東(一)28、由宇町神東(一)29、由宇町神東(一)30、由宇町神東(一)31、由宇町神東(一)32、由宇町神東(一)33、由宇町神東(一)34、由宇町神東(一)35、由宇町神東(一)36、由宇町神東(一)37、由宇町神東(一)38、由宇町神東(一)39、由宇町神東(一)40、由宇町神東(一)41、由宇町神東(一)42、由宇町神東(一)43、由宇町千鳥ヶ丘(一)1、由宇町千鳥ヶ丘(一)2、由宇町千鳥ヶ丘(一)3、由宇町千鳥ヶ丘(一)4、由宇町千鳥ヶ丘(一)5、由宇町千鳥ヶ丘(一)6、由宇町中央(一)1、由宇町西(一)1、由宇町西(一)2、由宇町西(一)3、由宇町西(一)4、由宇町西(一)5、由宇町西(一)6、由宇町西(一)7、由宇町西(一)8、由宇町西(一)9、由宇町南(一)1、由宇町南(一)2、由宇町南(一)3、由宇町南(一)4、由宇町南(一)5、由宇町南(一)6、由宇町南(一)7、由宇町南(一)8、由宇町南(一)9、由宇町南(一)10、由宇町南(一)11、由宇町南(一)12、由宇町南(一)13、由宇町南(一)14、由宇町南(一)15、由宇町南(一)16、由宇町南(一)17、由宇町南(一)18、由宇町南(一)19、由宇町南(一)20、由宇町南(一)21、由宇町南(一)22、由宇町南(一)23、由宇町南(一)24、由宇町南(一)25、由宇町南(一)26、由宇町南(一)27、由宇町南(一)28、由宇町南(一)29、由宇町南(一)30、由宇町南(一)31、由宇町南(一)32、由宇町南(一)33、由宇町南(一)34、由宇町南(一)35、由宇町南(一)36、由宇町南(一)37、由宇町南(一)38、由宇町南(一)39、由宇町南(一)40、由宇町南(一)41、由宇町南(一)42、由宇町南(一)43、由宇町南(一)44、由宇町南(一)45、由宇町南(一)46、由宇町南(一)47、由宇町南(一)48、由宇町南(一)49、由宇町南(一)50、由宇町南(一)51、由宇町南(一)52、由宇町南(一)53、由宇町南(一)54、由宇町南(一)55、由宇町南(一)56、由宇町南(一)57、由宇町南(一)58、由宇町南(一)59、由宇町南(一)60、由宇町南(一)61、由宇町南(一)62、由宇町南(一)63、由宇町南(一)64、由宇町南(一)65、由宇町南(一)66、由宇町南(一)67、由宇町南(一)68、由宇町南(一)69、由宇町南(一)70、由宇町南(一)71、由宇町南(一)72、由宇町南(一)73、由宇町南(一)74、由宇町南(一)75、由宇町南(一)76、由宇町南(一)77、由宇町南(一)78、由宇町南(一)79、由宇町南(一)80、由宇町南(一)81、由宇町南(一)82、由宇町南(一)83、由宇町南(一)84、由宇町南(一)85、由宇町南(一)86、由宇町南(一)87、由宇町南(一)88、由宇町南(一)89、由宇町南(一)90、由宇町南(一)91、由宇町南(一)92、由宇町南(一)93、由宇町南(一)94、由宇町南(一)95、由宇町南(一)96、由宇町南(一)97、由宇町南(一)98、由宇町南(一)99、由宇町南(一)100

二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 解除に係る区域の名称
 - 叶木(二)4、装束町(二)1、装束町(二)2、装束町(二)3、装束町(二)4、装束町(二)5、新港町(二)1、砂山町(二)1、砂山町(二)2、砂山町(二)3、砂山町(二)4、砂山町(二)5、砂山町(二)6、砂山町(二)7、立石町(二)1、立石町(二)2、立石町(二)3、立石町(二)4、立石町(二)5、近延(二)2、通津(二)1、通津(二)2、通津(二)3、通津(二)4、通津(二)5、通津(二)6、通津(二)7、通津(二)8、通津(二)9、通津(二)10、通津(二)11、通津(二)12、通津(二)13、通津(二)14、通津(二)15、通津(二)16、通津(二)17、通津(二)18、通津(二)19、通津(二)20、通津(二)21、通津(二)22、長野(二)1、長野(二)2、長野(二)3、長野(二)4、長野(二)5、長野(二)6、長野(二)7、長野(二)8、長野(二)9、長野(二)10、長野(二)11、長野(二)12、長野(二)13、長野(二)14、長野(二)15、柱島(二)1、柱島(二)2、柱島(二)3、柱島(二)4、柱島(二)5、室の木町(二)1、室の木町(二)2、室の木町(二)3、室の木町(二)4、室の木町(二)5、室の木町(二)6、室の木町(二)7、室の木町(二)8、室の木町(二)9、山手町(二)1、山手町(二)2、山手町(二)3、山手町(二)4、由宇町(二)1、由宇町(二)2、由宇町(二)3、由宇町(二)4、由宇町(二)5、由宇町(二)6、由宇町(二)7、由宇町(二)8、由宇町(二)9、由宇町(二)10、由宇町(二)11、由宇町(二)12、由宇町(二)13、由宇町(二)14、由宇町(二)15、由宇町(二)16、由宇町(二)17、由宇町(二)18、由宇町(二)19、由宇町(二)20、由宇町(二)21、由宇町(二)22、由宇町(二)23、由宇町(二)24、由宇町(二)25、由宇町(二)26、由宇町(二)27、由宇町(二)28、由宇町(二)29、由宇町(二)30、由宇町(二)31、由宇町(二)32、由宇町(二)33、由宇町(二)34、由宇町(二)35、由宇町(二)36、由宇町(二)37、由宇町(二)38、由宇町(二)39、由宇町(二)40、由宇町(二)41、由宇町(二)42、由宇町(二)43、由宇町(二)44、由宇町(二)45、由宇町(二)46、由宇町(二)47、由宇町(二)48、由宇町(二)49、由宇町(二)50、由宇町(二)51、由宇町(二)52、由宇町(二)53、由宇町(二)54、由宇町(二)55、由宇町(二)56、由宇町(二)57、由宇町(二)58、由宇町(二)59、由宇町(二)60、由宇町(二)61、由宇町(二)62、由宇町北(二)1、由宇町北(二)2、由宇町北(二)3、由宇町北(二)4、由宇町神東(二)1、由宇町神東(二)2、由宇町神東(二)3、由宇町神東(二)4、由宇町神東(二)5、由宇町神東(二)6、由宇町神東(二)7、由宇町神東(二)8、由宇町神東(二)9、由宇町神東(二)10、由宇町神東(二)11、由宇町神東(二)12、由宇町神東(二)13、由宇町神東(二)14、由宇町神東(二)15、由宇町神東(二)16、由宇町神東(二)17、由宇町神東(二)18、由宇町神東(二)19、由宇町神東(二)20、由宇町神東(二)21、由宇町神東(二)22、由宇町神東(二)23、由宇町神東(二)24、由宇町神東(二)25、由宇町神東(二)26、由宇町神東(二)27、由宇町神東(二)28、由宇町神東(二)29、由宇町神東(二)30、由宇町神東(二)31、由宇町神東(二)32、由宇町神東(二)33、由宇町神東(二)34、由宇町神東(二)35、由宇町神東(二)36、由宇町神東(二)37、由宇町神東(二)38、由宇町神東(二)39、由宇町神東(二)40、由宇町神東(二)41、由宇町神東(二)42、由宇町神東(二)43、由宇町神東(二)44、由宇町神東(二)45、由宇町神東(二)46、由宇町神東(二)47、由宇町神東(二)48、由宇町神東(二)49、由宇町神東(二)50、由宇町神東(二)51、由宇町神東(二)52、由宇町神東(二)53、由宇町神東(二)54、由宇町神東(二)55、由宇町神東(二)56、由宇町神東(二)57、由宇町神東(二)58、由宇町神東(二)59、由宇町神東(二)60、由宇町神東(二)61、由宇町神東(二)62、由宇町神東(二)63、由宇町神東(二)64、由宇町神東(二)65、由宇町神東(二)66、由宇町神東(二)67、由宇町神東(二)68、由宇町神東(二)69、由宇町神東(二)70、由宇町神東(二)71、由宇町神東(二)72、由宇町神東(二)73、由宇町神東(二)74、由宇町神東(二)75、由宇町神東(二)76、由宇町神東(二)77、由宇町神東(二)78、由宇町神東(二)79、由宇町神東(二)80、由宇町神東(二)81、由宇町神東(二)82、由宇町神東(二)83、由宇町神東(二)84、由宇町神東(二)85、由宇町神東(二)86、由宇町神東(二)87、由宇町神東(二)88、由宇町神東(二)89、由宇町神東(二)90、由宇町神東(二)91、由宇町神東(二)92、由宇町神東(二)93、由宇町神東(二)94、由宇町神東(二)95、由宇町神東(二)96、由宇町神東(二)97、由宇町神東(二)98、由宇町神東(二)99、由宇町神東(二)100

- 町神東(22)、由宇町神東(23)、由宇町神東(24)、由宇町神東(25)、由宇町神東(26)、由宇町千鳥ヶ丘(27)、由宇町西(28)、由宇町西(29)、由宇町西(30)、由宇町西(31)、由宇町西(32)、由宇町西(33)、由宇町西(34)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

- 相ノ谷(1)、相ノ谷(2)、相ノ谷(3)、相ノ谷(4)、相ノ谷(5)、阿品(1)、阿品(2)、阿品(3)、阿品(4)、阿品(5)、阿品(6)、阿品(7)、阿品(8)、阿品(9)、阿品(10)、阿品(11)、阿品(12)、阿品(13)、阿品(14)、阿品(15)、阿品(16)、阿品(17)、阿品(18)、阿品(19)、阿品(20)、阿品(21)、阿品(22)、阿品(23)、愛宕町(1)、愛宕町(2)、愛宕町(3)、愛宕町(4)、伊房(1)、伊房(2)、伊房(3)、伊房(4)、伊房(5)、伊房(6)、伊房(7)、今津町(1)、今津町(2)、今津町(3)、入野(1)、入野(2)、入野(3)、入野(4)、入野(5)、入野(6)、入野(7)、入野(8)、入野(9)、入野(10)、入野(11)、入野(12)、入野(13)、岩国(1)、岩国(2)、岩国(3)、岩国(4)、岩国(5)、岩国(6)、岩国(7)、岩国(8)、岩国(9)、上田(1)、上田(2)、上田(3)、上田(4)、上田(5)、上田(6)、上田(7)、牛野谷町(1)、牛野谷町(2)、牛野谷町(3)、牛野谷町(4)、牛野谷町(5)、牛野谷町(6)、牛野谷町(7)、牛野谷町(8)、牛野谷町(9)、牛野谷町(10)、牛野谷町(11)、牛野谷町(12)、牛野谷町(13)、牛野谷町(14)、牛野谷町(15)、牛野谷町(16)、青木町(1)、青木町(2)、青木町(3)、青木町(4)、青木町(5)、青木町(6)、青木町(7)、青木町(8)、青木町(9)、青木町(10)、青木町(11)、青木町(12)、青木町(13)、青木町(14)、青木町(15)、青木町(16)

- (16)、青木町(17)、青木町(18)、青木町(19)、青木町(20)、青木町(21)、青木町(22)、青木町(23)、青木町(24)、大谷(1)、大谷(2)、大谷(3)、大谷(4)、大谷(5)、大谷(6)、大山(1)、大山(2)、大山(3)、大山(4)、大山(5)、大山(6)、大山(7)、大山(8)、大山(9)、大山(10)、大山(11)、大山(12)、大山(13)、大山(14)、小瀬(1)、小瀬(2)、小瀬(3)、小瀬(4)、小瀬(5)、小瀬(6)、小瀬(7)、小瀬(8)、小瀬(9)、小瀬(10)、小瀬(11)、小瀬(12)、小瀬(13)、小瀬(14)、小瀬(15)、小瀬(16)、小瀬(17)、小瀬(18)、小瀬(19)、小瀬(20)、小瀬(21)、小瀬(22)、小瀬(23)、小瀬(24)、小瀬(25)、小瀬(26)、小瀬(27)、小瀬(28)、小瀬(29)、小瀬(30)、小瀬(31)、小瀬(32)、小瀬(33)、小瀬(34)、小瀬(35)、小瀬(36)、小瀬(37)、小瀬(38)、小瀬(39)、小瀬(40)、小瀬(41)、小瀬(42)、小瀬(43)、小瀬(44)、小瀬(45)、小瀬(46)、小瀬(47)、小瀬(48)、小瀬(49)、小瀬(50)、小瀬(51)、小瀬(52)、小瀬(53)、小瀬(54)、尾津町(1)、尾津町(2)、尾津町(3)、尾津町(4)、尾津町(5)、尾津町(6)、尾津町(7)、尾津町(8)、尾津町(9)、尾津町(10)、尾津町(11)、尾津町(14)、尾津町(15)、叶木(1)、叶木(2)、叶木(3)、叶木(4)、叶木(5)、叶木(6)、叶木(7)、川西(1)、川西(2)、川西(3)、川西(4)、川西(5)、川西(6)、川西(7)、川西(8)、川西(9)、川西(10)、川西(11)、川西(12)、川西(13)、川西(14)、川西(15)、川西(16)、川西(17)、川西(18)、川西(19)、川西(20)、瓦谷(1)、瓦谷(2)、瓦谷(3)、瓦谷(4)、瓦谷(5)、瓦谷(6)、瓦谷(7)、瓦谷(8)、杭名(1)、杭名(2)、黒磯町(1)、黒磯町(2)、黒磯町(3)、黒磯町(4)、黒磯町(5)、黒磯町(6)、黒磯町(7)、黒磯町(8)、黒磯町(9)、黒磯町(10)、黒磯町(11)、黒磯町(12)、黒磯町(13)、黒磯町(14)、下(1)、下(2)、下(3)、下(4)、下(5)、下(6)、下(7)、下(8)、守内(1)、守内(2)、守内(3)、守内(4)、装束町(1)、装束町(2)、装束町(3)、装束町(4)、新港町(1)、新港町(2)、新港町(3)、新港町(4)、砂山町(1)、砂山町(2)、砂山町(3)、角(1)、角(2)、角(3)、角(4)、関戸(1)、関戸(2)、関戸(3)、関戸(4)、関戸(5)、関戸(6)、関戸(7)、関戸(8)、関戸(9)、関戸(10)、関戸(11)、関戸(12)、竹安(1)、竹安(2)、竹安(3)、竹安(4)、竹安(5)、竹安(6)、竹安(7)、竹安(8)、竹安(9)、多田(1)、多田(2)、多田(3)、多田(4)、多田(5)、多田(6)、多田(7)、多田(8)、多田(9)、多田(10)、多田(11)、多田(12)、多田(13)、多田(14)、多田(15)、多田(16)、多田(17)、立石町(1)、立石町(2)、立石町(3)、立石町(4)、田原(1)、近延(1)、近延(2)、近延(3)、近延(4)、近延(5)、近延(6)、近延(7)、近延(8)、近延(9)、近延(10)、近延(11)、通津(1)、通津(2)、通津(3)、通津(4)、通津(5)、通津(6)、通津(7)、通津(8)、通津(9)、通津(10)、通津(11)、通津(12)、通津(13)、通津(14)、通津(16)、通津(17)、通津(18)、通津(19)、通津(20)、通津(21)、通津(22)、通

- 町(16)、山手町(17)、行波(1)、行波(2)、行波(3)、行波(4)、行波(5)、行波(6)、行波(7)、行波(8)、行波(9)、行正(1)、行正(2)、行正(3)、行正(4)、横山(1)、横山(2)、横山(3)、横山(4)、横山(5)、横山(6)、横山(7)、六呂師(1)、六呂師(2)、六呂師(3)、六呂師(4)、六呂師(5)、六呂師(6)、六呂師(7)、六呂師(8)、六呂師(9)、六呂師(10)、六呂師(11)、六呂師(12)、六呂師(13)、六呂師(14)、六呂師(15)、六呂師(16)、六呂師(17)、六呂師(18)、六呂師(19)、六呂師(20)、由宇町(1)、由宇町(2)、由宇町(3)、由宇町(4)、由宇町(5)、由宇町(6)、由宇町(7)、由宇町(8)、由宇町(9)、由宇町(10)、由宇町(11)、由宇町(12)、由宇町(13)、由宇町(14)、由宇町(15)、由宇町(16)、由宇町(17)、由宇町(18)、由宇町(19)、由宇町(20)、由宇町(21)、由宇町(22)、由宇町(23)、由宇町(24)、由宇町(25)、由宇町(26)、由宇町(27)、由宇町(28)、由宇町(29)、由宇町(30)、由宇町(31)、由宇町(32)、由宇町(33)、由宇町(34)、由宇町(35)、由宇町(36)、由宇町(37)、由宇町(38)、由宇町(39)、由宇町(40)、由宇町(41)、由宇町(42)、由宇町(43)、由宇町(44)、由宇町(45)、由宇町(46)、由宇町(47)、由宇町(48)、由宇町千鳥ヶ丘(1)、由宇町千鳥ヶ丘(2)、由宇町千鳥ヶ丘(3)、由宇町千鳥ヶ丘(4)、由宇町千鳥ヶ丘(5)、由宇町千鳥ヶ丘(6)、

- 由宇町中央(1)、由宇町西(1)、由宇町西(2)、由宇町西(3)、由宇町西(4)、由宇町西(5)、由宇町西(6)、由宇町西(7)、由宇町西(8)、由宇町西(9)、由宇町西(10)、由宇町南(1)、由宇町南(2)、由宇町南(3)、由宇町南(4)、由宇町南(5)、由宇町南(6)、由宇町南(7)、由宇町南沖(1)、由宇町由宇崎(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 区域の名称

- 相ノ谷(1)、相ノ谷(2)、相ノ谷(3)、相ノ谷(4)、阿品(1)、阿品(2)、阿品(3)、阿品(4)、阿品(5)、阿品(6)、阿品(7)、阿品(8)、阿品(9)、阿品(10)、阿品(11)、阿品(12)、阿品(13)、阿品(14)、阿品(15)、阿品(16)、伊房(1)、伊房(2)、入野(1)、入野(2)、入野(3)、入野(4)、岩国(1)、岩国(2)、上田(1)、青木町(1)、青木町(2)、青木町(3)、大谷(1)、大谷(2)、大谷(3)、大谷(4)、大谷(5)、大谷(6)、大谷(7)、大山(1)、大山(2)、大山(3)、大山(4)、大山(5)、大山(6)、大山(7)、小瀬(1)、小瀬(2)、小瀬(3)、小瀬(4)、小瀬(5)、小瀬(6)、小瀬(7)、小瀬(8)、小瀬(9)、小瀬(10)、小瀬(11)、小瀬(12)、小瀬(13)、小瀬(14)、小瀬(15)、小瀬(16)、小瀬(17)、小瀬(18)、小瀬(19)、小瀬(20)、小瀬(21)、小瀬(22)、小瀬(23)、叶木(1)、叶木(2)、叶木(3)、叶木(4)、川西(1)、川西(2)、川西(3)、川西(4)、川西(5)、川西(6)、瓦谷(1)、瓦谷(2)、瓦谷(3)、瓦谷(4)、瓦谷(5)、瓦谷(6)、瓦谷(7)、瓦谷(8)、瓦谷(9)、杭名(1)、杭名(2)、杭名(3)、杭名(4)、黒磯町(1)、下(1)、下(2)、下(3)、守内(1)、守内(2)、守内(3)、守内(4)、守内(5)、装束町(1)、装束町(2)、装束町(3)、装束町(4)、装束町(5)、新港町(1)、砂山町(1)、砂山町(2)、砂山町(3)、砂山町(4)、砂山町(5)、砂山町(6)、砂山町(7)、角(1)、関戸(1)、関戸(2)、関戸(3)、関戸(4)、関戸(5)、関戸(6)、関戸(7)、関戸(8)、関戸(9)、関戸(10)、関戸(11)、竹安(1)、竹安(2)、多田(1)、多田(2)、多田(3)、多田(4)、多田(5)、多田(6)、多田(7)、多田(8)、多田(9)、多田(10)、多田(11)、多田(12)、立石町(1)、立石町(2)、立石町(3)、立石町(4)、立石町(5)、田原(1)、田原(2)、田原(3)、田原(4)、近延(1)、近延(2)、通津(1)、通津(2)、通津(3)

- (3)、通津(2)(4)、通津(2)(5)、通津(2)(6)、通津(2)(7)、通津(2)(8)、通津(2)(9)、通津(2)(10)、通津(2)(11)、通津(2)(12)、通津(2)(13)、通津(2)(14)、通津(2)(15)、通津(2)(16)、通津(2)(17)、通津(2)(18)、通津(2)(19)、通津(2)(20)、通津(2)(21)、通津(2)(22)、寺山(2)(1)、天尾(2)(1)、天尾(2)(2)、天尾(2)(3)、天尾(2)(4)、天尾(2)(5)、天尾(2)(6)、天尾(2)(7)、天尾(2)(8)、天尾(2)(9)、天尾(2)(10)、天尾(2)(11)、天尾(2)(12)、天尾(2)(13)、天尾(2)(14)、天尾(2)(15)、天尾(2)(16)、天尾(2)(17)、天尾(2)(18)、天尾(2)(19)、長野(2)(1)、長野(2)(2)、長野(2)(3)、長野(2)(4)、長野(2)(5)、長野(2)(6)、長野(2)(7)、長野(2)(8)、長野(2)(9)、長野(2)(10)、長野(2)(11)、長野(2)(12)、長野(2)(13)、長野(2)(14)、長野(2)(15)、錦見(2)(1)、錦見(2)(2)、錦見(2)(3)、錦見(2)(4)、錦見(2)(5)、柱島(2)(1)、柱島(2)(2)、柱島(2)(3)、柱島(2)(4)、柱島(2)(5)、柱島(2)(6)、柱島(2)(7)、柱島(2)(8)、柱島(2)(9)、柱島(2)(10)、柱島(2)(11)、柱野(2)(1)、柱野(2)(2)、柱野(2)(3)、柱野(2)(4)、柱野(2)(5)、柱野(2)(6)、柱野(2)(7)、柱野(2)(8)、柱野(2)(9)、柱野(2)(10)、柱野(2)(11)、柱野(2)(12)、柱野(2)(13)、柱野(2)(14)、柱野(2)(15)、柱野(2)(16)、柱野(2)(17)、柱野(2)(18)、柱野(2)(19)、柱野(2)(20)、柱野(2)(21)、柱野(2)(22)、柱野(2)(23)、柱野(2)(24)、柱野(2)(25)、柱野(2)(26)、甘木(2)(1)、甘木(2)(2)、甘木(2)(3)、甘木(2)(4)、甘木(2)(5)、甘木(2)(6)、甘木(2)(7)、甘木(2)(8)、土生(2)(1)、土生(2)(2)、土生(2)(3)、平田(2)(1)、平田(2)(2)、平田(2)(3)、平田(2)(4)、平田(2)(5)、平田(2)(6)、平田(2)(7)、平田(2)(8)、平田(2)(9)、平田(2)(10)、平田(2)(11)、平田(2)(12)、平田(2)(13)、藤生町(2)(1)、藤生町(2)(2)、藤生町(2)(3)、藤生町(2)(4)、藤生町(2)(5)、二鹿(2)(1)、二鹿(2)(2)、二鹿(2)(3)、二鹿(2)(4)、二鹿(2)(5)、二鹿(2)(6)、二鹿(2)(7)、二鹿(2)(8)、二鹿(2)(9)、二鹿(2)(10)、二鹿(2)(11)、二鹿(2)(12)、二鹿(2)(13)、二鹿(2)(14)、二鹿(2)(15)、二鹿(2)(16)、二鹿(2)(17)、保木(2)(1)、保木(2)(2)、保木(2)(3)、保木(2)(4)、保津町(2)(1)、保津町(2)(2)、保津町(2)(3)、保津町(2)(4)、保津町(2)(5)、保津町(2)(6)、保津町(2)(7)、御庄(2)(1)、御庄(2)(2)、御庄(2)(3)、御庄(2)(4)、御庄(2)(5)、御庄(2)(6)、御庄(2)(7)、御庄(2)(8)、御庄(2)(9)、御庄(2)(10)、御庄(2)(11)、御庄(2)(12)、御庄(2)(13)、御庄(2)(14)、海土路町(2)(1)、海土路町(2)(2)、海土路町(2)(3)、海土路町(2)(4)、海土路町(2)(5)、海土路町(2)(6)、南岩国町(2)(1)、南岩国町(2)(2)、南岩国町(2)(3)、南岩国町(2)(4)、南岩国町(2)(5)、室の木町(2)(1)、室の木町(2)(2)、室の木町(2)(3)、室の木町(2)(4)、室の木町(2)(5)、室の木町(2)(6)、室の木町(2)(7)、室の木町(2)(8)、室の木町(2)(9)、門前町(2)(1)、山手町(2)(1)、山手町(2)(2)、山手町(2)(3)、山手町(2)(4)、行波(2)(1)、行波(2)(2)、行波(2)(3)、行波(2)(4)、行波(2)(5)、行波(2)(6)、行波(2)(7)、行波(2)(8)、行波(2)(9)、行正(2)(1)、横山(2)(1)、横山(2)(2)、六呂師(2)(1)、六呂師(2)(2)、六呂師(2)(3)、六呂師(2)(4)、六呂師(2)(5)、六呂師(2)(6)、六呂師(2)(7)、六呂師(2)(8)、六呂師(2)(9)、六呂師(2)(10)、六呂師(2)(11)、六呂師(2)(12)、六呂師(2)(13)、由宇町(2)(1)、由宇町(2)(2)、由宇町(2)(3)、由宇町(2)(4)、由宇町(2)(5)、由宇町(2)(6)、由宇町(2)(7)、由宇町(2)(8)、由宇町(2)(9)、由宇町(2)(10)、由宇町(2)(11)、由宇町(2)(12)、由宇町(2)(13)、由宇町(2)(14)、由宇町(2)(15)、由宇町(2)(16)、由宇町(2)(17)、由宇町(2)(18)、由宇町(2)(19)、由宇町(2)(20)、由宇町(2)(21)、由宇町(2)(22)、由宇町(2)(23)、由宇町(2)(24)、由宇町(2)(25)、由宇町(2)(26)、由宇町(2)(27)、

- 由宇町(2)(28)、由宇町(2)(29)、由宇町(2)(30)、由宇町(2)(31)、由宇町(2)(32)、由宇町(2)(33)、由宇町(2)(34)、由宇町(2)(35)、由宇町(2)(36)、由宇町(2)(37)、由宇町(2)(38)、由宇町(2)(39)、由宇町(2)(40)、由宇町(2)(41)、由宇町(2)(42)、由宇町(2)(43)、由宇町(2)(44)、由宇町(2)(45)、由宇町(2)(46)、由宇町(2)(47)、由宇町(2)(48)、由宇町(2)(49)、由宇町(2)(50)、由宇町(2)(51)、由宇町(2)(52)、由宇町(2)(53)、由宇町(2)(54)、由宇町(2)(55)、由宇町(2)(56)、由宇町(2)(57)、由宇町(2)(58)、由宇町(2)(59)、由宇町(2)(60)、由宇町(2)(61)、由宇町(2)(62)、由宇町北(2)(1)、由宇町北(2)(2)、由宇町北(2)(3)、由宇町北(2)(4)、由宇町神東(2)(1)、由宇町神東(2)(2)、由宇町神東(2)(3)、由宇町神東(2)(4)、由宇町神東(2)(5)、由宇町神東(2)(6)、由宇町神東(2)(7)、由宇町神東(2)(8)、由宇町神東(2)(9)、由宇町神東(2)(10)、由宇町神東(2)(11)、由宇町神東(2)(12)、由宇町神東(2)(13)、由宇町神東(2)(14)、由宇町神東(2)(15)、由宇町神東(2)(16)、由宇町神東(2)(17)、由宇町神東(2)(18)、由宇町神東(2)(19)、由宇町神東(2)(20)、由宇町神東(2)(21)、由宇町神東(2)(22)、由宇町神東(2)(23)、由宇町神東(2)(24)、由宇町神東(2)(25)、由宇町神東(2)(26)、由宇町千鳥ヶ丘(2)(1)、由宇町西(2)(1)、由宇町西(2)(2)、由宇町西(2)(3)、由宇町西(2)(4)、由宇町西(2)(5)、由宇町西(2)(6)、由宇町西(2)(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 相ノ谷(1)、相ノ谷(2)、相ノ谷(3)、相ノ谷(4)、相ノ谷(5)、阿品(1)、阿品(2)、阿品(3)、阿品(4)、阿品(5)、阿品(6)、阿品(7)、阿品(8)、阿品(9)、阿品(10)、阿品(11)、阿品(12)、阿品(13)、阿品(14)、阿品(15)、阿品(16)、阿品(17)、阿品(18)、阿品(19)、阿品(20)、阿品(21)、阿品(22)、阿品(23)、伊房(1)、伊

- 由宇町(二)19、由宇町(二)21、由宇町(二)22、由宇町(二)23、由宇町(二)24、由宇町(二)25、由宇町(二)26、由宇町(二)27、由宇町(二)28、由宇町(二)29、由宇町(二)30、由宇町(二)31、由宇町(二)32、由宇町(二)33、由宇町(二)34、由宇町(二)35、由宇町(二)36、由宇町(二)37、由宇町(二)38、由宇町(二)39、由宇町(二)40、由宇町(二)41、由宇町(二)42、由宇町(二)43、由宇町(二)44、由宇町(二)45、由宇町(二)46、由宇町(二)47、由宇町(二)48、由宇町(二)49、由宇町(二)50、由宇町(二)51、由宇町(二)52、由宇町(二)54、由宇町(二)55、由宇町(二)56、由宇町(二)57、由宇町(二)58、由宇町(二)59、由宇町(二)60、由宇町(二)61、由宇町(二)62、由宇町北(二)1、由宇町北(二)3、由宇町北(二)4、由宇町神東(二)1、由宇町神東(二)2、由宇町神東(二)3、由宇町神東(二)5、由宇町神東(二)6、由宇町神東(二)8、由宇町神東(二)9、由宇町神東(二)10、由宇町神東(二)11、由宇町神東(二)12、由宇町神東(二)13、由宇町神東(二)14、由宇町神東(二)15、由宇町神東(二)16、由宇町神東(二)17、由宇町神東(二)18、由宇町神東(二)21、由宇町神東(二)22、由宇町神東(二)23、由宇町神東(二)24、由宇町神東(二)25、由宇町神東(二)26、由宇町千鳥ヶ丘(二)1、由宇町西(二)1、由宇町西(二)2、由宇町西(二)3、由宇町西(二)4、由宇町西(二)5、由宇町西(二)6、由宇町西(二)7

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)



(四八三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) コープやまぐち新下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	コープやまぐち	住所	山口市小郡上郷九〇一の二一	代表者の氏名	岡崎 悟
----	---------	----	---------------	--------	------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
生活協同組合コープやまぐち	山口市小郡上郷九〇一の二一	岡崎 悟

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年七月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三〇六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

八五台

(二) 駐輪場の収容台数

三〇台

(三) 荷さばき施設の面積

五四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名	又は	名称	開店時刻	閉店時刻
生活協同組合コープやまぐち			午前八時	午後一二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯			午前七時三十分	翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
平成二十八年十一月八日

(四八四) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン宇部店

所在地 宇部市神原町二丁目六番四号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン 住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 代表者の氏名 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	久保 允誉		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	友則 和寿		

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成十五年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン宇部店

所在地 宇部市神原町二丁目六番四号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン 住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 代表者の氏名 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	友則 和寿		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	久保 允誉		

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン宇部店

所在地 宇部市神原町二丁目六番四号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン 住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 代表者の氏名 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	友則 和寿		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	久保 允誉		

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	株式会社エディオンWEST	久保 允誉	友則 和寿
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン宇部店

所在地 宇部市神原町二丁目六番四号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン 住所 代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	デオデオ宇部店	エディオン宇部店

届出年月日	平成二十八年十月二十一日
変更年月日	平成二十四年十月一日

(四八五) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン山口本店

所在地 山口市平井九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の氏名 又は名称	大規模小売店舗を 業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗を 設置する者の氏名 又は名称
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社デオデオ	株式会社エディオン
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社エディオンWEST	株式会社エディオンWEST
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	友則 和寿	久保 允誉
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	友則 和寿	久保 允誉

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン山口本店

所在地 山口市平井九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社エディオンWEST	久保 允誉	友則 和寿	

四 届出年月日
平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日
平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 エディオン山口本店
所在地 山口市平井九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	変 更 前	変 更 後
デオデオ山口本店	エディオン山口本店	

四 届出年月日
平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日
平成二十四年十月一日

(四八六) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、

山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供しま
す。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 エディオン防府店
所在地 防府市高倉一丁目三番三二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の氏名 又は名称 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社エディオンWEST	株式会社デオデオ	友則 和寿	株式会社エディオンWEST

四 届出年月日
平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日
平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 エディオン防府店
所在地 防府市高倉一丁目三番三二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社エディオン WEST	久保 允 友則 和寿	久保 允 友則 和寿	友則 和 久保 允

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン防府店

所在地 防府市高倉一丁目三番三二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	デオデオ防府店	エディオン防府店

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十四年十月一日

(四八七) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン岩国店

所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の氏名 又は名称 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社エディオン WEST	友則 和 久保 允	株式会社デオデオ 友則 和寿	株式会社エディオン WEST 久保 允

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン岩国店

所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変更 前	変更 後
株式会社エディオンWEST	久保 允誉	友則 和寿	
〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン岩国店

所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名
久保 允誉

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	デオデオ岩国店	エディオン岩国店

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十四年十月一日

(四八八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、
 山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十八年十一月二十九日
 山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン柳井店

所在地 柳井市南町五丁目一番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 所

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名
久保 允誉

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の氏名 又は名称 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社エディオンWEST	友則 和寿	株式会社デオデオ	株式会社エディオンWEST
〃	友則 和寿	株式会社デオデオ	株式会社エディオンWEST

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン柳井店

所在地 柳井市南町五丁目一番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	久保 允誉		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	友則 和寿		
大規模小売店舗の名称	株式会社エディオンWEST		
所在地	〃		
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	〃		

四 届出年月日
 平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日
 平成二十二年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン柳井店
 所在地 柳井市南町五丁目一番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名

株式会社エディオン 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 久保 允誉
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	デオデオ柳井店	エディオン柳井店

四 届出年月日

平成二十八年十月二十一日

五 変更年月日

平成二十四年十月一日

(四八九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年十一月二十九日から平成二十九年三月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	米A区画 (仮称)イオンタウン周南久米A街区	イオンタウン周南久米A街区

四 届出年月日

平成二十八年十一月十五日

五 変更年月日

平成二十八年十一月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南久米B街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内四〇街区一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
---------	-------------	-------------

大規模小売店舗の名称
(仮称) イオンタウン周南久米B街区
 米B街区画
 イオンタウン周南久米B街区

四 届出年月日
 平成二十八年十一月十五日
 変更年月日
 平成二十八年十一月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンタウン周南久米C街区
 所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三七街区一号
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名
 住所 大門 淳
 イオンタウン株式会社 千葉市美浜区中瀬二丁目五の一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	イオンタウン周南久米C街区	イオンタウン周南久米C街区
株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本	株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本	株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本
株式会社ひかりプラス	株式会社ひかりプラス	株式会社ひかりプラス
竹村電機株式会社	竹村電機株式会社	竹村電機株式会社
株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ
吉田 俊哉	吉田 俊哉	吉田 俊哉
株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本	株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本	広島市西区井口明神 一丁目一番一〇号
株式会社ひかりプラス	株式会社ひかりプラス	周南市新地町二四八 四の九
竹村電機株式会社	竹村電機株式会社	周南市今宿町三丁目 一の一
株式会社ヨネザワ	株式会社ヨネザワ	熊本市中央区水前寺 六丁目一番三八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	届出年月日	変更年月日
吉田 俊哉	平成二十八年十一月十五日	平成二十八年十一月十五日
株式会社ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日本		
株式会社ひかりプラス		
竹村電機株式会社		
株式会社ヨネザワ		

四 届出年月日
 平成二十八年十一月十五日
 変更年月日
 平成二十八年十一月十五日

(四九〇) 大規模小売店舗立地法第六條第五項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。
 平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 トミーズタウン新下関
 所在地 下関市秋根西町二丁目六の一
 - 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 二、六一〇平方メートル
 - 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 零平方メートル
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十八年五月三十一日
- (四九一) 岩国港港湾計画の変更の概要
 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三條の三第九項の規定に基づき、岩国港

港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十八年十一月二十九日

岩国港湾管理者

山口県

山口県知事

村岡 嗣 政

一 港湾計画の変更の概要

平成十二年四月二十五日山口県公告（一八四）によりその概要を公告した岩国港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(一) 水域施設計画

イ 航路の追加

地区名	項目
灘地区	水
四・五	(メートル)深 幅 (メートル)員 三五

ロ 泊地の追加

地区名	項目
灘地区	水
四・五	(メートル)深 面 (ヘクタール)積 三

(二) 係留施設計画

岸壁

地区名	項目	
	変更前	変更後
灘地区	専用	ク
	水	四・五
又は延長用	深	(メートル)深 四・〇
	員	一バース 一バース
用途	一般船用	ク

(三) 臨港交通施設計画

道路の削除

名称	起点	終点	車線数
----	----	----	-----

(四) 土地造成計画

臨港道路南部港線

藤生埠頭

一般国道一八八号

二

地区名	項目
藤生地区	面
変更前	二四
変更後	二二

(五) 土地利用計画

イ 計画

地区名	項目
藤生地区	面
変更前	三埠頭
変更後	一

ロ 計画の削除

地区名	項目
藤生地区	面
交通機能用地	(ヘクタール)積 一

(六) その他の計画

イ 小型船だまり計画の追加

地区名	項目
新港地区	小型栈橋
灘地区	防波堤
藤生地区	防波堤

ロ 小型船だまり計画の削除

地区名	港湾施設
藤生地区	泊地 防波堤 物揚場 埠頭用地

二 港湾計画の縦覧の場所
山口県土木建築部港湾課

(四九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市望町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山口市白石二丁目八番二五号
阿部 勝博



山口県公安委員会規程第六号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十一月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の表第三十三条第一項の項中「報告又は資料の徴収」と「報告又は資料の徴収並びに立入検査及び質問」に改める。
別表第二の一の表第三十三条第一項の項中「立入検査」と「立入検査及び質問」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年十二月一日から施行する。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、平成二十七年における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況
公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
- (1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況						その他
	開 示	部分開示	非開示	未処理	その他		
4,947 (724)	3,716 (65)	906 (525)	69 (127)	24	202 (7)		

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況					
		開 示	部分開示	非開示	未処理	その他	
総務部	228 ()	11	211 ()	0	1	5	
総合企画部	13	8	2	0	0	3	
産業戦略部	0	0	0	0	0	0	
環境生活部	15/ ()	109 ()	33	0	0	9	

健康福祉部	227 (39)	88	101 (39)	4	2	32
商工労働部	29	26	1	0	0	2
農林水産部	666 (7)	640 (7)	8	1	4	13
土木建築部	2,858 (35)	2,559 (30)	176 (5)	2	8	113
事 計	2	0	2	0	0	0
議 計	4,174 (83)	3,441 (38)	534 (45)	7	15	177
教 育 委 員 会	34	23	11	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	59	36	19	0	0	4
人 事 委 員 会	106	55	48	0	1	2
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	474 (637)	99 (25)	294 (478)	61 (127)	7	13 (7)
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	89 (1)	86 (1)	0	0	1	2
地 方 独 立 行 政 法 人	11 (3)	6 (1)	0	1	0	4
合 計	4,947 (724)	3,746 (65)	906 (525)	69 (127)	24	202 (7)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 (3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令等情報 (第1号)	0 (167)	0	0 (167)
個人等情報 (第2号)	623 (523)	63 (127)	686 (650)
法人等情報 (第3号)	521 (180)	0	521 (180)
犯罪捜査等情報 (第4号)	160 (468)	60 (127)	220 (595)

意思形成過程情報 (第5号)	88 (167)	5	93 (167)
行政運営情報 (第6号)	193 (244)	2	195 (244)
協力・信頼関係情報 (第7号)	1 (167)	62 (127)	63 (294)
合議制機関等情報 (第8号)	6	0	6
合計	1,592 (1,916)	192 (381)	1,784 (2,297)

- 備考
- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
 - 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 - 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答		取下げ	審査中	
	認容	一部認容			棄却
8 (17)	0 (1)	0	1 (12)	0	7 (4)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成二十七年における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表しております。

平成二十八年十一月二十九日

山口県知事 村岡 隆政

- 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
開示の請求	370 (5)	137 (4)	197 (1)	3	17
開示の申出	19,204	0	0	0	0
合 計	19,574 (5)	19,341 (4)	197 (1)	3	17
					16

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	
総 務 部	2	2	0	0	0	0
総合企画部	1	1	0	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	20	20	0	0	0	0
健康福祉部	119 (1)	107 (1)	10	0	0	2
商工労働部	29	28	1	0	0	0
農林水産部	1	1	0	0	0	0
土木建築部	1	1	0	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	173 (1)	169 (1)	11	0	0	2
議 会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	28 (1)	15 (1)	1	0	12	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	246	246	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公安委員会	18,704	18,704	0	0	0	0
警察本部長	200 (1)	6	176 (1)	3	5	10
労働委員会	0	0	0	0	0	0

収 用 委 員 会	0	0	0	0	0
日本海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0
地方独立行政法人	223 (2)	210 (2)	9	0	4
合 計	19,574 (5)	19,341 (4)	197 (1)	3	17
					16

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部分開示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第1号)	0	0	0
未 成 年 者 情 報 (第2号)	2	0	2
第 三 者 情 報 (第3号)	197	3	200
法 人 等 情 報 (第4号)	3	0	3
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第5号)	72	2	74
意 思 形 成 過 程 情 報 (第6号)	9	0	9
評 価 ・ 選 考 等 情 報 (第7号)	2	0	2
行 政 運 営 情 報 (第8号)	107	0	107
協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第9号)	3	0	3
合 議 制 機 関 等 情 報 (第10号)	0	0	0
合 計	395	5	400

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

訂正の請求の件数	処 理 状 況			
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

(単位 件)

3 個人情報利用停止の請求の件数及び処理状況
個人情報利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			
	利用停止	非利用停止	未 処 理	そ の 他
0	0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不服申立てに対する決定又は裁決					取 下 げ 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	
(5) 1	0	0	0	0	0	1

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

正 誤

平成二十八年三月三十一日山口県規則第三十三号(山口県事務委任規則の一部を改正する規則)

ページ	段	行
四	下	二一三
誤		

(65) 法第百十三条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。

正

(65) 法第百十一條の規定に基づき、計量証明事業者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(66) 法第百十三条の規定に基づき、計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。

ページ	段	行	誤	正
四	下	四	(66)•	(67)○
〃	〃	六	(67)•	(68)○
〃	〃	八	(68)•	(69)○
〃	〃	九	(69)•	(70)○
〃	〃	一一	(70)•	(71)○
〃	〃	一三	(71)•	(72)○
〃	〃	一五	(72)•	(73)○
〃	〃	左一七	(73)•	(74)○
〃	〃	左一五	(74)•	(75)○
〃	〃	左一三	(75)•	(76)○
〃	〃	左一	(76)•	(77)○
〃	〃	左九	(77)•	(78)○
〃	〃	左七	(78)•	(79)○

平成二十八年十一月二十九日発行

発行人所

山口県知事

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	上	〃	〃	〃	
左 六から	左 七から	左 八から	左 九から	左 〇から	左 一から	左 二から	左 三から	左 四から	一七	一五	一三	一二	一〇	八	六	四	二	左 一から	左 三から	左 五から
(98)•	(97)•	(96)•	(95)•	(94)•	(93)•	(92)•	(91)•	(90)•	(89)•	(88)•	(87)•	(86)•	(85)•	(84)•	(83)•	(82)•	(81)•	(80)•	(79)•	
(99)◦	(98)◦	(97)◦	(96)◦	(95)◦	(94)◦	(93)◦	(92)◦	(91)◦	(90)◦	(89)◦	(88)◦	(87)◦	(86)◦	(85)◦	(84)◦	(83)◦	(82)◦	(81)◦	(80)◦	

〃
〃
左 四から
(99)•
(100)◦